

外国人を雇うとき

外国人*1 が本邦で労働するには入管法*2 において規制があり、在留資格、就労資格の許可が無い者を雇用することは禁止されている。労働法上は外国人の雇用に関して差別的取扱いを禁止しており、原則として各種社会保険も該当する場合は加入手続きが必要になる。

*1 日本国籍を有しない者、*2 出入国管理法

1. 入国・在留が認められるもの(就労関係)

入国審査には、有効なパスポート(旅券)に、ビザ(査証)が裏書され、在留資格、在留期間、上陸拒否に該当しない等が要件となる。就労に関しては次の3種類に分けられる。

(1)定められた範囲で就労が認められる在留資格 (外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計、医療、研究、教育、企業内転勤、興行、他右記)	代表的なもの	技術	システムエンジニア、自動車設計技師等	
		人文知識・国際業務	通訳、企業の語学教師、為替ディーラー、デザイナー等	
		技能	外国料理のシェフ等	
		(特定活動)	ワーキングホリデー、技能実習等	
(2)原則として就労が認められない在留資格 (文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在)	資格外活動の許可によりアルバイト等で就労可能(風俗営業等は不可)		1週間の時間	長期休業期間
		大学生	28時間以内	1日8時間
		聴講生・研究生	14時間以内	
		専門学校生	28時間以内	
	就学生	1日4時間以内		
(日本企業等への就職)	上記学生等が、卒業後に日本国内で就職する場合は、就労可能な在留資格の変更許可が必要			
(3)就労活動に制限がない在留資格	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、国籍離脱者の子、定住者(日系人の2,3世等)			

在留資格や期間は、外国人登録証、旅券(パスポート)面の上陸許可等で確認できる。

2. 不法就労関係(入管法違反)

就労が認められない在留資格の外国人が、資格外活動許可を受けない場合、または 不法入国等(パスポートなし、上陸許可なし)、あるいは 資格外収入活動(留学生等の許可を得ない副業等)は、入管法で「不法就労活動」と定義されている。(退去強制手続で送還される)

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた、あるいは業として不法就労活動に関するあっせんをした者等は、入管法により不法就労助長罪として処罰対象になる。確認方法は、上記の他、就労資格証明書(入管に有料申請)、資格外活動許可書(本人に義務付け)がある。

3. 社会保険関係(適用の原則)

区分		適用の原則	手続・所管
労働保険	労災保険	国籍を問わず労働者であれば適用	労働基準監督署
	雇用保険	同上(外国公務員等一部を除く)	公共職業安定所
社会保険	健康保険	適用事業所であれば、国籍等に関係なく原則として被保険者となる(年金含む)	社会保険事務所
	厚生年金		

勤務時間等による加入条件も、日本人と同様となる。